

お客さま各位

フコクしんらい生命保険株式会社

特定在宅治療支援特約の約款改定について

2024年6月1日より、解約返戻金抑制型医療保険に付加されている「特定在宅治療支援特約」を以下のとおり改定いたします。

1. 改定内容

令和6年度（2024年度）の診療報酬改定に伴い、対象となる医師の指導管理の名称変更等を行います（表内下線部分が改定箇所になります）。

なお、**本特約の保障範囲**につきましては、**現在の範囲から変更はございません**。また、改定に伴うお手続きは不要です。

| 改定前 | 改定後 |
|--|--|
| 特定在宅治療支援特約条項（抜粋） | 特定在宅治療支援特約条項（抜粋） |
| 別表2 対象となる医師の指導管理 | 別表2 対象となる医師の指導管理 |
| 対象となる医師の指導管理とは、別表4に定める公的医療保険制度における医科診療報酬点数表（医師の指導管理を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。）により、つぎのいずれかの算定対象となる医師の指導管理をいいます。 | 対象となる医師の指導管理とは、別表4に定める公的医療保険制度における医科診療報酬点数表（医師の指導管理を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。）により、つぎのいずれかの算定対象となる医師の指導管理をいいます。 |
| (1) 在宅自己注射指導管理料 | (1) 在宅自己注射指導管理料 |
| (2) 在宅自己腹膜灌流指導管理料 | (2) 在宅自己腹膜灌流指導管理料 |
| (3) 在宅血液透析指導管理料 | (3) 在宅血液透析指導管理料 |
| (4) 在宅酸素療法指導管理料 | (4) 在宅酸素療法指導管理料 |
| (5) 在宅悪性腫瘍等患者指導管理料 | (5) 在宅麻薬等注射指導管理料（悪性腫瘍の場合または筋萎縮性側索硬化症もしくは筋ジストロフィーの場合に限ります。） |
| | (6) 在宅腫瘍化学療法注射指導管理料 |

2. 改定の対象

・特定在宅治療支援特約

※本特約は、自宅など在宅（病院や診療所以外の場所）で受ける所定の自己注射療法・人工透析療法・酸素療法を開始した場合に、特定在宅治療支援給付金をお支払いするものです。

※今回の改定は、すでに本特約を付加していただいているお客さまへのお取扱いとなります（本特約は、現在新規のお取扱いおよび中途付加のお取扱いを終了しております）。

本件に関し、ご不明な点などございましたら、以下の【お問合わせ先】までご連絡ください。

【お問合わせ先】

フコクしんらい生命 お客さま相談窓口

電話番号：0120-700-651（通話料無料）

受付時間：9:00～18:00

（土、日、祝日、年末年始など当社休業日を除きます）

以上